証券コード　4694
平成29年６月８日

株　主　各　位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番３号
株式会社ビー・エム・エル
代表取締役社長　近　藤　　健　介

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水）午後５時30分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
　京王プラザホテル　南館４階　錦
3. **目的事項**

報告事項

1. 第62期（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）
　事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）
　計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　当社取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
第６号議案　故近藤健次氏に対する弔慰金贈呈の件
第７号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.bml.co.jp）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

わが国では、急速な高齢化の進展や医療の高度化を背景に国民医療費が過去最高を更新し、今後も増加が見込まれていることから、各種の医療制度改革が実施され、医療費抑制に向けた様々な取り組みが行われております。

受託臨床検査業界におきましては、今年度は２年毎に実施されている診療報酬改定の年度にあたり、検体検査に係る保険点数（公定価格）は、全体として大きな引き下げはなかったものの、激しい業者間競争が続いていることから、事業環境は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高111,243百万円（前期比2.0％増）、営業利益9,329百万円（前期比10.7％増）、経常利益9,711百万円（前期比10.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,948百万円（前期比9.7％増）となりました。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、引き続き現場と本部の連携を強化し、クリニック市場の開拓を図るとともに、大型施設への提案営業、既存ユーザーへの重点検査項目拡販などの深耕営業、さらに取引先毎にきめ細かい採算管理を進めてまいりました。その結果、上半期は計画を上回るペースで推移しましたが、第３四半期以降は天候不良等の影響もあり患者数・検体数の伸びが弱含みとなりました。

研究開発部門では、多くの新規検査が実用化されました。造血器疾患の分野では、８カラーのマルチパラメーターフローサイトメトリーにより多発性骨髄腫に関する微小残存病変の検索検査を業界で初めて確立させ、受託を開始しました。がん診断・治療の分野でも、免疫チェックポイント阻害剤の治療効果を予測するPD-L１/22C3と28-8の両免疫組織化学染色検査の受託を開始しております。また先天性疾患の分野では、次世代シークエンサーを用いて家族性高コレステロール血症の原因遺伝子の網羅的な解析を行っております。

この結果、臨床検査事業の売上高は、前期比2.2％の増収となりました。

食品衛生事業につきましては、㈱BMLフード・サイエンスで食品の事故、事件等を背景とした食に対する衛生管理意識の高まりにより、食品衛生コンサルティングが堅調だったことや、ノロウイルス検査が増加したことで順調に推移いたしました。これらにより、売上高は前期比5.2％の増収となりました。

以上の結果、検査事業の売上高は105,929百万円と前期比2.3%の増収となりました。

医療情報システム事業につきましては、診療所版電子カルテ「クオリス(Qualis)」と「メディカルステーション（MS)」のラインアップにより、引き続き新規契約の獲得と既存ユーザーへのリプレイスを推進しました。一方で前年のOSサポート終了に伴う入替の反動を受け、既存ユーザーへのリプレイスが減少したこと、臨床検査事業において保険点数改定による価格交渉や採算管理へ注力したことに伴い、新規契約獲得数の伸びが鈍ったことなどから、売上高は前期比1.7%の減収となりました。

その他事業につきましては、㈱岡山医学検査センターの調剤薬局事業の売上が薬価（公定価格）の引き下げの影響で減少し、その他事業全体の売上高は前期比4.8%の減収となりました。

（単位：百万円）

区分		売上金額	前期比増減
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	44,976	0.2
	血液学的検査	9,477	0.4
	免疫学的検査	22,475	1.8
	微生物学的検査	6,390	6.1
	病理学的検査	7,516	1.5
	その他検査	10,698	11.8
	（臨床検査事業計）	101,534	2.2
	その他検査事業	4,394	5.2
	検査事業小計	105,929	2.3
医療情報システム事業		3,883	△1.7
その他事業		1,430	△4.8
合計		111,243	2.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリースを含めて5,710百万円であります。このうち主なものは、自動分析装置等の検査機器やソフトウェアであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資のための所要資金は、自己資金等によっております。

(4) 対処すべき課題

① 企業体質の強化

受託臨床検査業界は、政府による医療制度改革や診療報酬改定など医療政策の影響や、市場が成熟している中で企業数が多いことから価格競争に陥りやすく、また業者間競争が一段と激しさを増していることから、今後も受託価格は弱含みで推移することが予測されます。

従って、こうした環境にも耐えうる強固な企業体質、収益基盤の確立が急務となります。検査受託体制については、メインラボであるＢＭＬ総合研究所において、自動化への挑戦として免疫学検査分野や細菌学検査分野での次世代機器の導入を進めてまいります。また、地域ラボにおいてはユーザーサービス向上のため、検査項目の拡大を行い、結果報告の迅速化を推進してまいります。さらに、ＩＴ活用によるユーザー向けシステムの機能向上や刷新にも取り組んでまいります。これらによりさらなる品質・生産性の向上とユーザーサービスの充実を図り、臨床検査事業の競争力の強化をめざしてまいります。

② 関連事業の育成

関連事業として、食品衛生事業、医療情報システム事業の積極的な事業展開により成長を加速させてまいります。

食品衛生事業について、消費者の「食の安全」への意識も年々高まっております。2020年の東京オリンピックの開催を控え、食に対する国際的な信用維持に向けた衛生管理の重要性がますます高くなるものと思われます。景気変動に左右されやすい側面はあるものの、今後もマーケットの拡大が見込まれます。こうした中、食品衛生コンサルティング、ノロウイルスおよび腸内細菌検査や食品成分分析の受注は順調に検査数を伸ばしております。さらなる検査の機械化を推進する等、体制強化を図ってまいります。

医療情報システム事業については、レセプトのオンライン請求対応など医療分野のＩＴ化は確実に進展するとの見通しであること、また電子カルテは臨床検査とのシナジーも高いことから、今後も臨床検査との一体営業により事業基盤の拡大をめざします。電子カルテ「クオリス」と「メディカルステーション」の機能の充実を図るとともに、幅広いユーザーニーズを捉えたサポート体制の強化を図ってまいります。

③ 人材の確保・組織づくり

少子化の進展により人員確保が難しくなりつつあります。当社といたしましては職場環境の改善、福利厚生の充実等により従業員が働きやすい環境の整備に取り組みます。特に同一労働同一賃金の流れのなか、時代を先取りし非正規従業員の処遇改善を実施いたします。

また、女性のキャリア形成をするための取り組みをより強化し、女性活躍の推進も一層推し進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況

区　　分	第59期 (25/4～26/3)	第60期 (26/4～27/3)	第61期 (27/4～28/3)	第62期 (当連結会計年度) (28/4～29/3)
売上高(百万円)	99,047	104,404	109,024	111,243
経常利益(百万円)	8,582	7,527	8,830	9,711
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,990	3,874	5,424	5,948
1株当たり当期純利益(円)	234.98	182.45	255.40	140.03
純資産(百万円)	57,657	61,968	65,206	70,647
1株当たり純資産(円)	2,598.60	2,787.90	2,924.69	1,581.60
総資産(百万円)	88,525	93,595	99,394	104,244

(注) 当社は、平成28年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
㈱第一岸本臨床検査センター	100	100.0	臨床検査の受託業務
㈱オー・ピー・エル	98	51.0	臨床検査の受託業務
㈱岡山医学検査センター	49	100.0	臨床検査の受託業務および調剤薬局事業
㈱松戸メディカルラボラトリー	30	97.0	臨床検査の受託業務
㈱日研医学	25	100.0	臨床検査の受託業務
㈱ピーシーエルジャパン	20	100.0	病理・細胞診検査
㈱東京公衆衛生研究所	20	100.0	臨床検査の受託業務
㈱愛媛メディカルラボラトリー	20	100.0	臨床検査の受託業務
㈱ジャパンクリニカルサービス	20	100.0	臨床検査検体の受付および検査受付入力業務
㈱第一臨床医学検査センター	10	100.0	臨床検査の受託業務
㈱盛岡臨床検査センター	10	66.3	臨床検査の受託業務
㈱BMLメディカルワークス	10	100.0	検査用容器の製造等
㈱BMLライフサイエンス・ホールディングス	100	65.0	食品検査、バイオライフサイエンスに関する事業およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
㈱BMLフード・サイエンス	100	※注２ 100.0 (100.0)	食品衛生検査事業
㈱アレグロ	30	※注２ 100.0 (100.0)	治験実施機関支援業務

会　　社　　名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
㈱九州オープンラボラトリーズ	50	66.0	臨床検査の受託業務およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
㈱リンテック	224	※注３ 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
微　　研　　㈱	90	※注３ 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
㈱協同医学研究所	60	※注３ 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
㈱QOLセントラルラボラトリーズ	10	※注３ 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
㈱ラボテック	10	※注４ 100.0 (51.0)	臨床検査の受託業務

（注1）　議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
（注2）　当社の子会社である㈱BMLライフサイエンス・ホールディングスが100%所有しております。
（注3）　当社の子会社である㈱九州オープンラボラトリーズが100%所有しております。
（注4）　当社の子会社である㈱九州オープンラボラトリーズが51%、当社が49%所有しております。

② 企業結合の経過
該当事項はありません。

③ 企業結合の成果
当連結会計年度の売上高は111,243百万円（前連結会計年度比＋2.0%、2,219百万円増）、営業利益は9,329百万円（前連結会計年度比＋10.7%、899百万円増）、経常利益は9,711百万円（前連結会計年度比＋10.0%、881百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,948百万円（前連結会計年度比＋9.7%、524百万円増）であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
検査事業	・臨床検体検査、食品衛生検査の受託業務 ・臨床検査試薬および検査用容器の製造販売
医療情報システム事業	・電子カルテ等の情報処理機器および医療関連ソフトウェアの開発、製造および販売
その他事業	・調剤薬局事業 ・治験実施機関支援業務

(8) 主要な事業所

営 業 所：東京営業所（東京都杉並区）、札幌営業所（北海道札幌市）
大阪営業所（大阪府茨木市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
検査施設：BML総合研究所（埼玉県川越市）、BML北陸（富山県富山市）
BML名古屋（愛知県名古屋市）

(9) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減数
4,882名	209名増

（注） 使用人数は就業人員であり、年間平均アルバイト2,911名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残額
㈱りそな銀行	400百万円
㈱三井住友銀行	200百万円
㈱みずほ銀行	100百万円
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	100百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　118,800,000株

(2) 発行済株式の総数　　42,488,388株（自己株式1,526,338株除く）

(3) 株　主　数　　5,676名

(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
㈱ビーエムエル企画	7,180	16.9
近藤健次	4,435	10.4
近藤健介	2,951	6.9
㈲エステート興業	2,779	6.5
大塚製薬㈱	2,000	4.7
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	1,290	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	889	2.1
第一生命保険㈱	878	2.1
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	805	1.9
㈲マトバリース	762	1.8

(注) 1．当社は、自己株式1,526,338株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2．日本トラスティ・サービス信託銀行㈱及び日本マスタートラスト信託銀行㈱の所有株式は、すべて信託業務に係わる株式であります。
3．近藤健次氏は平成29年２月17日に逝去されましたが、相続手続きが未了のため、平成29年３月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。
4．平成28年６月２日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ミッション・バリュー・パートナーズ・エルエルシー（米国デラウェア州）が同年５月31日現在で1,085,400株（保有割合4.93%）を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行決議の日	平成16年６月29日	平成17年６月29日	平成18年11月16日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（社外取締役除く） 当社監査役（注）	 １名　31個 １名　5個	 １名　27個 １名　5個	 ２名　24個 １名　3個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	7,200株	6,400株	5,400株
権利行使期間	平成16年10月２日から 平成36年６月29日まで	平成17年11月２日から 平成37年６月29日まで	平成18年12月５日から 平成38年６月29日まで
新株予約権の発行価額（１個当たり）	無　償	無　償	220,100円
権利行使時の払込金額（１株当たり）	１円	１円	１円
新株予約権の主な行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。	各新株予約権の一部行使はできない。	(別記)

発行決議の日	平成19年９月25日	平成20年９月29日	平成21年９月24日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（社外取締役除く） 当社監査役（注）	 ２名　25個 １名　4個	 ４名　37個 １名　5個	 ４名　38個 １名　4個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	5,800株	8,400株	8,400株
権利行使期間	平成19年10月13日から 平成39年６月28日まで	平成20年10月18日から 平成40年６月27日まで	平成21年10月15日から 平成41年９月30日まで
新株予約権の発行価額（１個当たり）	158,300円	147,000円	217,200円
権利行使時の払込金額（１株当たり）	１円	１円	１円
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

発行決議の日	平成22年９月30日	平成23年９月29日	平成24年10月29日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（社外取締役除く） 当社監査役（注）	５名　36個 １名　4個	５名　38個 １名　4個	７名　49個 １名　5個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	8,000株	8,400株	10,800株
権利行使期間	平成22年10月20日から 平成42年９月30日まで	平成23年10月19日から 平成43年９月30日まで	平成24年11月17日から 平成44年10月31日まで
新株予約権の発行価額（１個当たり）	174,800円	167,300円	171,200円
権利行使時の払込金額（１株当たり）	１円	１円	１円
新株予約権の主な行使の条件	（別記）	（別記）	（別記）

発行決議の日	平成25年９月24日	平成26年９月29日	平成27年９月28日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（社外取締役除く） 当社監査役（注）	７名　38個 １名　3個	９名　30個 ―　―	９名　35個 ―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	8,200株	6,000株	7,000株
権利行使期間	平成25年10月12日から 平成45年９月30日まで	平成26年10月16日から 平成46年９月30日まで	平成27年10月16日から 平成47年９月30日まで
新株予約権の発行価額（１個当たり）	296,200円	256,300円	294,300円
権利行使時の払込金額（１株当たり）	１円	１円	１円
新株予約権の主な行使の条件	（別記）	（別記）	（別記）

発行決議の日	平成28年11月８日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（社外取締役除く） 当社監査役（注）	10名　28個 ―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる数	5,600株
権利行使期間	平成28年11月29日から 平成48年10月31日まで
新株予約権の発行価額（１個当たり）	462,400円
権利行使時の払込金額（１株当たり）	１円
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（注）　監査役が保有している新株予約権は、いずれも使用人として在籍中に付与されたものです。

（別記）　新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から５年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行決議の日	平成28年11月８日
交付人数及び新株予約権の数 当社執行役員	５名　　９個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる数	1,800株
権利行使期間	平成28年11月29日から 平成48年10月31日まで
新株予約権の発行価額（１個当たり）	462,400円
権利行使時の払込金額（１株当たり）	１円
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

(別記)　新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から５年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤健介	㈱第一岸本臨床検査センター代表取締役 ㈱岡山医学検査センター代表取締役 ㈱協同医学研究所代表取締役 ㈱オー・ピー・エル代表取締役 ㈱ビーエムエル企画代表取締役 ㈲エステート興業代表取締役
代表取締役	大塚敬	㈱ピーシーエルジャパン代表取締役 ㈱ジャパンクリニカルサービス代表取締役
取締役	荒井信貴	企画本部長兼BML総合研究所長
取締役	山下勝司	管理本部担当兼信頼性保証部担当兼リスク管理部担当兼経営企画部海外事業室長
取締役	千喜良真人	システム本部長
取締役	中川雅夫	検査統括本部長兼サテライト検査本部長
取締役	乗附厚司	
取締役	榎本聡	管理本部長兼人事部長
取締役	武部憲尚	企画本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 ㈱アレグロ代表取締役
取締役	山村敏夫	
取締役	山本邦克	一般財団法人近藤記念医学財団理事 銀泉株式会社特別顧問 ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役
常勤監査役	是安俊之	
監査役	齋藤敏雄	齋藤公認会計士事務所長 青南監査法人代表社員
監査役	加々美博久	加々美法律事務所長 日東工器株式会社社外監査役 ウエルシアホールディングス株式会社社外監査役

(注) 1. 取締役山村敏夫氏および山本邦克氏は、社外取締役であります。
2. 監査役齋藤敏雄氏および加々美博久氏は、社外監査役であります。
3. 取締役山村敏夫氏、山本邦克氏および監査役加々美博久氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役齋藤敏雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役加々美博久氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 補欠監査役として、鈴木一夫氏を選出しております。
7. 代表取締役最高顧問近藤健次氏（兼㈱ピーシーエルジャパン代表取締役）は、逝去により平成29年２月17日付けで退任しております。

8. 代表取締役会長荒井裕氏は、平成28年６月29日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　締　役	13名 （うち社外取締役　２名）	962百万円 （うち社外取締役　10百万円）
監　査　役	３名 （うち社外監査役　２名）	21百万円 （うち社外監査役　６百万円）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成12年６月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まれない。）と決議し、また、別枠として平成18年６月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成２年８月27日開催の第35回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

3. 上記支給額には、平成16年６月29日開催の第49回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額として、当期中に退任した取締役２名に対して支給した退職慰労金481百万円、及び当期中に逝去した取締役１名に対して支給予定の弔慰金150百万円が含まれております。

5. 社外役員に関する事項

区　分	氏　名	重要な兼職先と当社との関係	主　な　活　動　状　況
取締役	山村　敏夫	―	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行っております。
取締役	山本　邦克	一般財団法人近藤記念医学財団理事 銀泉株式会社特別顧問 ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役	当事業年度開催の取締役会16回中14回に出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行っております。
監査役	齋藤　敏雄	齋藤公認会計士事務所長 青南監査法人代表社員	当事業年度開催の取締役会16回中15回および監査役会９回中８回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な発言を行っております。
監査役	加々美博久	加々美法律事務所長 日東工器株式会社社外監査役 ウエルシアホールディングス株式会社社外監査役	当事業年度開催の取締役会16回全ておよび監査役会９回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を行っております。

（注）　当社は、取締役山本邦克氏、監査役齋藤敏雄氏および監査役加々美博久氏が兼職している他の法人等との間に、重要な関係はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬の額　　52百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

52百万円

(注) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の基本方針は次のとおりであります。

(1)「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

当社は、当社およびグループ会社のすべての役員、社員、嘱託およびアルバイト（以下「社員等」という。）が、法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を遂行するために『コンプライアンス規程』を定めており、あわせて社員等が遵守すべき行動規範を示した『BMLグループ　コンプライアンスマニュアル』に基づき、研修等を通じて社員等への意識徹底に努めている。

コンプライアンス委員会は、グループ会社を含む横断的なコンプライアンス体制を統括するものとし、その整備および問題点の抽出に努めるとともに、社内通報制度「コンプライアンスポスト」を運営する。

コンプライアンスの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

さらに当社は、反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、このような勢力には毅然とした態度で臨むものとする。また警察署や関連団体との連携を通じ、反社会的勢力排除のための体制整備を強化する。

(2)「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行に係る情報については、『文書管理規程』のほか、『機密情報保護規程』、『個人情報保護基本規程』およびそれらに関する基準、マニュアル等に従い、文書または電磁媒体に記録して適切に管理する。

(3)「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

当社は、BMLグループのRM（リスクマネジメント）基本方針を定め、その実行のため『リスクマネジメント基本規程』に基づきRMシステムを構築する。すなわち、リスク管理担当取締役の下に全社的ネットワークを組成し、それを有効に機能させることにより、個々のリスクを継続的に監視するとともに、万一有事発生時には、迅速かつ適切に対処できる体制を整備する。

また、リスクを一元的に管理する部署としてリスク管理部（部内に法務室を置く。）を設置し、リスクの予防および分析に関する業務を行う。

RMシステムの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(4)「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社は、執行役員制度を採用し、経営方針の決定および業務執行の監督を行う取締役と業務執行を担う執行役員に分離し、その責任を明確化するとともに、取締役会の効率化および意思決定の迅速化を図る。

取締役会は、社員等が共有する全社的目標として中期経営計画および年次事業計画を策定し、社長以下執行役員は、その達成に向けて職務を執行するものとする。

(5)「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社は、関係会社に対する全般的な管理方針および管理組織について定める『関係会社管理規程』を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図る。

また、情報交換の場として関係会社会議を定期的に開催する。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制については、当社規程に則り、グループ一体による企業集団としての整備を行う。

上記に係るグループ関係会社の監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(6)「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議のうえ、補助すべき使用人を指名するものとする。

当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(7)「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会へ報告を行う。

(8)「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行い、また職務遂行にあたり、内部監査部門と緊密に連携することができる。

監査役は、会計監査人と会合をもち、必要に応じて会計監査上の重要事項について説明を求めることができる。

８．　業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の最近１年間の運用状況は次のとおりであります。

(1) 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

(2) 監査役会を9回開催し、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

(3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要度に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料につきましては、取締役会に付議したのち開示を行なうことにより適正性を確保いたしました。

(4) コンプライアンス委員会を３ヶ月ごとに1回開催し、コンプライアンス・プログラム実践に関する重要事項の決定と、運用状況の報告を行ないました。また、３ヶ月ごとに1回自主監査を実施し、社内にポスターを掲示するなど、コンプライアンス違反リスクの予防、内部通報制度の定着などを図りました。

(5) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏洩防止を目的とした社員教育を実施いたしました。

(6) 取締役及び監査役を対象にコンプライアンス及びリスクマネジメントについての研修を実施いたしました。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**66,439**	**流動負債**	**26,479**
現金及び預金	41,281	支払手形及び買掛金	14,399
受取手形及び売掛金	20,020	リース債務	1,171
商品及び製品	197	未払法人税等	1,564
仕掛品	562	その他	9,343
原材料及び貯蔵品	2,069	**固定負債**	**7,118**
繰延税金資産	1,256	リース債務	2,139
その他	1,132	役員退職慰労引当金	185
貸倒引当金	△79	退職給付に係る負債	4,506
固定資産	**37,805**	その他	287
有形固定資産	**29,223**	**負債合計**	**33,597**
建物及び構築物	8,882	（純資産の部）	
土地	13,057	**株主資本**	**66,485**
リース資産	2,997	資本金	6,045
その他	4,286	資本剰余金	6,646
無形固定資産	**3,508**	利益剰余金	55,030
その他	3,508	自己株式	△1,237
投資その他の資産	**5,073**	**その他の包括利益累計額**	**714**
投資有価証券	2,381	その他有価証券評価差額金	554
繰延税金資産	1,388	退職給付に係る調整累計額	159
その他	1,447	**新株予約権**	**142**
貸倒引当金	△144	**非支配株主持分**	**3,304**
		純資産合計	**70,647**
資産合計	**104,244**	**負債純資産合計**	**104,244**

連結損益計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		111,243
売上原価		71,443
売上総利益		39,799
販売費及び一般管理費		30,470
営業利益		9,329
営業外収益		
不動産賃貸料	61	
受取ロイヤリティー	102	
補助金収入	92	
その他	208	464
営業外費用		
支払利息	41	
不動産賃貸原価	32	
その他	8	82
経常利益		9,711
特別利益		
受取保険金	31	
その他	4	36
特別損失		
固定資産除却損	72	
弔慰金	150	
その他	11	233
税金等調整前当期純利益		9,514
法人税、住民税及び事業税	2,986	
法人税等調整額	126	3,113
当期純利益		6,401
非支配株主に帰属する当期純利益		452
親会社株主に帰属する当期純利益		5,948

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成28年４月１日残高	6,045	6,647	50,463	△1,241	61,914
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,380		△1,380
親会社株主に帰属する当期純利益			5,948		5,948
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△1		5	4
自己株式処分差損の振替		1	△1		―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	△0	4,566	4	4,571
平成29年３月31日残高	6,045	6,646	55,030	△1,237	66,485

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成28年４月１日残高	471	△262	209	129	2,953	65,206
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,380
親会社株主に帰属する当期純利益						5,948
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						4
自己株式処分差損の振替						―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	83	421	505	13	350	868
連結会計年度中の変動額合計	83	421	505	13	350	5,440
平成29年３月31日残高	554	159	714	142	3,304	70,647

連　結　注　記　表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　21社　　㈱協同医学研究所
㈱ピーシーエルジャパン
㈱東京公衆衛生研究所
㈱ジャパンクリニカルサービス
㈱愛媛メディカルラボラトリー
㈱アレグロ
㈱BMLフード・サイエンス
㈱松戸メディカルラボラトリー
㈱第一臨床医学検査センター
㈱日研医学
㈱オー・ピー・エル
㈱盛岡臨床検査センター
㈱BMLライフサイエンス・ホールディングス
微研㈱
㈱ラボテック
㈱第一岸本臨床検査センター
㈱九州オープンラボラトリーズ
㈱リンテック
㈱QOLセントラルラボラトリーズ
㈱BMLメディカルワークス
㈱岡山医学検査センター

(2) 非連結子会社の数　　８社　　㈱札幌病理検査センター　他

非連結子会社につきましては、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の金額はいずれも軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社及び持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数

12社　㈱札幌病理検査センター　他

持分法非適用会社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）で処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）……自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他無形固定資産については定額法

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金 … 一部の連結子会社において、役員及び執行役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、各々の会社の内規に基づく当連結会計年度末の必要額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、５年間で均等償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社及び一部の連結子会社の過去勤務費用の額は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

当社及び一部の連結子会社の数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、その他の連結子会社は簡便法を採用しているため、数理計算上の差異は発生しておりません。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（表示方法の変更に関する注記）

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「受取配当金」（当連結会計年度44百万円）は当連結会計年度では重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めております。

前連結会計年度において、特別利益に区分掲記しておりました「固定資産売却益」（当連結会計年度１百万円）は当連結会計年度では重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めております。

前連結会計年度において、特別損失に区分掲記しておりました「減損損失」（当連結会計年度２百万円）は当連結会計年度では重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建　　物	3,668百万円
土　　地	2,879百万円
合　　計	6,548百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	850百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　　50,000百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

44,014,726株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日定時株主総会	普通株式	637	30.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月8日取締役会	普通株式	743	17.5	平成28年9月30日	平成28年12月2日

（注）当社は、平成28年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成28年6月29日定時株主総会の1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	743	17.5	平成29年3月31日	平成29年6月30日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

146,400株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用について、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については期限１年以内の銀行借入により調達することが一般的であります。デリバティブ取引については、余剰資金運用を目的とする元本が毀損しない複合金融商品を利用し、元本回収が確実ではないデリバティブが組み込まれている複合金融商品については投資を行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い常に状況把握及び分析を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰表を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	41,281	41,281	―
② 受取手形及び売掛金	20,020	20,020	―
③ 投資有価証券			
その他有価証券	1,530	1,530	―
④ 支払手形及び買掛金	(14,399)	(14,399)	―

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1.　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④　支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額851百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,581円　60銭
１株当たり当期純利益	140円　03銭

（注）　当社は、平成28年９月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社ビー・エム・エル
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　向　川　政　序　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　大　輔　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手段が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第62期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月９日

株式会社ビー・エム・エル　監査役会
常勤監査役　是　安　俊　之　㊞
社外監査役　齋　藤　敏　雄　㊞
社外監査役　加々美　博　久　㊞

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**49,475**	**流動負債**	**25,046**
現金及び預金	28,980	買掛金	12,956
受取手形	132	短期借入金	930
売掛金	16,774	リース債務	841
商品及び製品	99	未払金	3,357
仕掛品	439	未払費用	2,354
原材料及び貯蔵品	1,563	未払法人税等	930
前払費用	279	未払消費税等	342
繰延税金資産	711	前受金	28
その他	540	預り金	3,261
貸倒引当金	△47	前受収益	42
		その他	0
固定資産	**35,140**		
有形固定資産	**20,879**	**固定負債**	**4,641**
建物	6,122	リース債務	1,359
構築物	147	退職給付引当金	3,120
機械及び装置	176	資産除去債務	153
車両運搬具	11	その他	8
工具、器具及び備品	2,470		
土地	9,909	**負債合計**	**29,688**
リース資産	2,038		
建設仮勘定	2		
無形固定資産	**2,519**	（純資産の部）	
特許権	1	**株主資本**	**54,393**
借地権	221	**資本金**	**6,045**
ソフトウェア	2,134	**資本剰余金**	**6,646**
その他	161	資本準備金	6,646
投資その他の資産	**11,741**	**利益剰余金**	**42,938**
投資有価証券	1,293	利益準備金	233
関係会社株式	8,626	その他利益剰余金	42,704
出資金	17	固定資産圧縮積立金	292
関係会社出資金	132	別途積立金	15,400
長期貸付金	5	繰越利益剰余金	27,011
従業員長期貸付金	1	**自己株式**	**△1,237**
破産更生債権等	62	**評価・換算差額等**	**391**
長期前払費用	70	その他有価証券評価差額金	391
繰延税金資産	758	**新株予約権**	**142**
その他	835		
貸倒引当金	△62		
		純資産合計	**54,927**
資産合計	**84,615**	**負債純資産合計**	**84,615**

損 益 計 算 書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		87,452
売上原価		59,363
売上総利益		28,088
販売費及び一般管理費		22,622
営業利益		5,466
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	622	
不動産賃貸料	393	
その他	357	1,388
営業外費用		
支払利息	58	
不動産賃貸原価	252	
その他	7	319
経常利益		6,535
特別利益		
投資有価証券売却益	2	
受取保険金	31	
その他	0	34
特別損失		
固定資産除却損	58	
投資有価証券評価損	9	
弔慰金	150	
その他	0	217
税引前当期純利益		6,353
法人税、住民税及び事業税	1,696	
法人税等調整額	42	1,738
当期純利益		4,614

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成28年４月１日残高	6,045	6,646	0	233	293	15,400	23,779	△1,241	51,156
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩し					△0		0		—
剰余金の配当							△1,380		△1,380
当期純利益							4,614		4,614
自己株式取得								△0	△0
自己株式の処分			△1					5	4
自己株式処分差損の振替			1				△1		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	—	△0	—	3,232	4	3,236
平成29年３月31日残高	6,045	6,646	—	233	292	15,400	27,011	△1,237	54,393

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成28年４月１日残高	339	339	129	51,626
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				—
剰余金の配当				△1,380
当期純利益				4,614
自己株式取得				△0
自己株式の処分				4
自己株式処分差損の振替				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	51	51	13	64
事業年度中の変動額合計	51	51	13	3,300
平成29年３月31日残高	391	391	142	54,927

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商品及び製品……主として総平均法

仕掛品……主として総平均法

原材料……先入先出法

貯蔵品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産（リース資産を除く）……のれんは、５年間の均等償却

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他無形固定資産については定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（表示方法の変更に関する注記）

貸借対照表

前事業年度において、固定負債に区分掲記しておりました「長期未払金」（当事業年度４百万円）につきましては、当事業年度では重要性が乏しくなったため、固定負債の「その他」に含めております。

損益計算書

前事業年度において、特別利益に区分掲記しておりました「固定資産売却益」（当事業年度０百万円）につきましては、当事業年度では重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めております。

前事業年度において、特別損失に区分掲記しておりました「固定資産売却損」（当事業年度０百万円）につきましては、当事業年度では重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建　　物	3,668百万円
土　　地	2,879百万円
合　　計	6,548百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	850百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　40,128百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,242百万円
短期金銭債務	5,605百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売　上　高	3,477百万円
営　業　費　用	19,658百万円
営業取引以外の取引高	1,355百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の数　普通株式　1,526,338株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	952百万円
従業員未払賞与	504
投資有価証券評価損	39
貸倒引当金	33
資産除去債務相当額	46
その他	326
繰延税金資産小計	1,903
評価性引当額	△115
繰延税金資産合計	1,787百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△128百万円
資産除去債務による固定資産影響額	△19
有価証券評価差額金	△170
繰延税金負債合計	△317
繰延税金資産の純額	1,469百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱ピーシーエルジャパン	所有直接100%	検査の委託役員兼任	検査外注関連(注)	5,695	買掛金	1,010

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 見積価格の妥当性を検討、価格交渉の上決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額 1,289円 41銭
2. １株当たり当期純利益 108円 61銭

(注) 当社は、平成28年９月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社ビー・エム・エル
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　向　川　政　序　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　大　輔　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正や誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適切な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価を含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方法、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月９日

株式会社ビー・エム・エル　監査役会
常勤監査役　是　安　俊　之　㊞
社外監査役　齋　藤　敏　雄　㊞
社外監査役　加々美　博　久　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における重要課題の一つとして認識しており、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、そのような基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき17.5円

総額　743,546,790円

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金17.5円を含め、１株につき35.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日

第２号議案　取締役12名選任の件

現在の取締役全員（11名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	候補者の有する当社の株式数
			株
1	近藤（こんどう）　健介（けんすけ） (昭和41年９月18日生)	平成６年５月医師免許取得 平成６年６月当社取締役 平成16年６月当社執行役員医療学術担当 平成18年６月当社取締役執行役員医療学術担当 平成23年10月当社取締役執行役員先端技術開発本部長兼営業統括本部副本部長 平成25年４月当社取締役執行役員管理本部副本部長 平成26年１月当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長 株式会社協同医学研究所代表取締役会長 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長 有限会社エステート興業代表取締役社長	2,951,194

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	候補者の有する当社の株式数
			株
2	大塚（おおつか） 敬（たかし） (昭和27年12月22日生)	昭和52年４月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成13年４月 同行赤坂支店長 平成14年11月 株式会社USEN常勤監査役 平成19年11月 当社入社、執行役員営業統括本部担当 平成20年６月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 平成22年６月 当社取締役常務執行役員管理本部長 平成23年４月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼リスク管理部担当 平成26年６月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼リスク管理部担当兼信頼性保証部担当 平成27年６月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼リスク管理部担当兼信頼性保証部担当 平成28年６月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長 平成29年２月 当社代表取締役専務執行役員 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役社長 株式会社ジャパンクリニカルサービス代表取締役会長	0
3	荒井（あらい） 信貴（のぶき） (昭和35年３月30日生)	平成元年５月 医師免許取得 平成元年５月 富山大学付属病院勤務 平成17年６月 当社社外監査役 平成19年４月 医療法人社団慶成会青梅慶友病院診療部長 平成21年６月 当社取締役 平成21年12月 当社取締役常務執行役員BML総合研究所長 平成24年７月 当社取締役常務執行役員総研検査本部長兼BML総合研究所長 平成25年４月 当社取締役常務執行役員総研検査本部長兼先端技術開発本部長兼BML総合研究所長 平成26年１月 当社取締役常務執行役員検査統括本部長兼BML総合研究所長 平成27年６月 当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長 平成29年２月 当社取締役専務執行役員企画本部長兼BML総合研究所長 現在に至る	63,600

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	候補者の有する当社の株式数
4	広瀬（ひろせ） 正明（まさあき） (昭和31年２月６日生)	昭和53年10月 当社入社 平成12年６月 当社取締役営業本部副本部長 平成12年10月 当社取締役営業本部長 平成14年６月 当社常務取締役営業本部長 平成16年６月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成16年10月 当社取締役常務執行役員営業総括担当兼戦略事業部長 平成19年６月 株式会社日研医学代表取締役社長 平成23年６月 一般財団法人近藤記念医学財団常務理事 平成26年６月 株式会社東京公衆衛生研究所代表取締役社長 平成29年２月 当社専務執行役員営業統括本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社東京公衆衛生研究所代表取締役社長	株 12,400
5	山下（やました） 勝司（かつし） (昭和28年11月13日生)	昭和52年４月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成14年１月 同行京都支店長 平成15年11月 株式会社近畿大阪銀行梅田支店長 平成17年６月 当社入社、執行役員販売管理部長 平成22年６月 当社取締役執行役員経理部長 平成23年６月 当社取締役執行役員経営企画部長兼経理部長兼販売管理部長 平成25年４月 当社取締役執行役員経理部担当兼経営企画部長兼販売管理部長 平成26年４月 当社取締役執行役員経理部担当兼販売管理部担当兼関連事業部担当兼経営企画部長 平成26年６月 当社取締役常務執行役員企画本部長兼経営企画部長 平成27年10月 当社取締役常務執行役員企画本部長 平成28年４月 当社取締役常務執行役員企画本部長兼経営企画部海外事業室長 平成28年６月 当社取締役常務執行役員管理本部担当兼信頼性保証部担当兼リスク管理部担当兼経営企画部海外事業室長 現在に至る	0

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	候補者の有する当社の株式数
6	千喜良 真人（ちきら まさと） (昭和30年５月25日生)	昭和54年７月 当社入社 平成８年２月 当社システム本部システム部長 平成10年８月 当社システム本部副本部長 平成20年６月 当社執行役員システム本部副本部長 平成24年６月 当社取締役執行役員システム本部副本部長 平成26年６月 当社取締役常務執行役員システム本部長 現在に至る	株 2,600
7	中川 雅夫（なかがわ まさお） (昭和30年１月30日生)	昭和54年４月 当社入社 平成17年11月 当社サテライトマネジメント部長 平成19年７月 株式会社東京公衆衛生研究所取締役検査部長 平成21年６月 当社サテライトマネジメント部長 平成24年７月 当社執行役員サテライト検査本部副本部長 平成25年２月 当社執行役員サテライト検査本部長 平成26年６月 当社取締役執行役員サテライト検査本部長 平成27年６月 当社取締役常務執行役員検査統括本部長兼サテライト検査本部長 現在に至る	0
8	榎本 聡（えのもと さとし） (昭和36年５月28日生)	昭和59年４月 株式会社日本交通公社（現株式会社ジェイティービー）入社 平成20年４月 当社入社、管理本部副部長 平成21年６月 当社総務部長 平成25年６月 当社販売管理部長 平成26年１月 当社販売管理部長兼経理部長 平成26年６月 当社執行役員販売管理部長兼経理部長 平成27年４月 当社執行役員管理本部副本部長 平成27年６月 当社執行役員管理本部副本部長兼人事部長 平成28年６月 当社取締役執行役員管理本部長兼人事部長 現在に至る	0

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	候補者の有する当社の株式数
9	武部 憲尚（たけべ のりひさ） (昭和37年４月28日生)	昭和62年４月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成25年４月 同行横浜支店長 平成27年４月 当社入社、販売管理部長兼経理部長 平成27年６月 当社関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 平成27年10月 当社経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 平成28年４月 当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 平成28年６月 当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社アレグロ代表取締役社長	株 0
10	加瀬 尚澄（かせ なおずみ） (昭和29年６月５日生)	昭和52年４月 当社入社 平成11年１月 当社検査本部副部長 平成16年４月 株式会社ＢＭＬフード・サイエンス取締役 平成22年７月 当社業務管理部副部長 平成26年１月 当社信頼性保証部長兼リスク管理部長 平成26年６月 当社執行役員信頼性保証部長兼リスク管理部長 平成29年4月 当社執行役員信頼性保証部長 現在に至る	9,000

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	候補者の有する当社の株式数
11	山村　敏夫（やまむら　としお） (昭和14年２月13日生)	昭和37年４月 昭和電工株式会社入社 平成５年３月 同社取締役特殊化学品事業部長 平成11年３月 同社常務取締役生産技術本部長 平成12年６月 昭和高分子株式会社代表取締役社長 平成17年６月 当社社外監査役 平成25年６月 当社社外取締役 現在に至る	株 0
12	山本　邦克（やまもと　くにかつ） (昭和17年２月２日生)	昭和40年４月 株式会社住友銀行（現三井住友銀行）入行 平成９年６月 同行専務取締役 平成12年６月 銀泉株式会社代表取締役社長 平成27年６月 当社社外取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 一般財団法人近藤記念医学財団理事 銀泉株式会社特別顧問 ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役	0

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山村敏夫氏および山本邦克氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山村敏夫氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏は、企業経営に携わった経験と高い見識から、これまで当社の経営全般について的確な監視と有効な助言を行ってこられた実績を踏まえ、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の取締役在任年数は本総会終結の時をもって4年であります。
4. 山本邦克氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏は、企業経営に携わった経験と高い見識から、これまで当社の経営全般について的確な監視と有効な助言を行ってこられた実績を踏まえ、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の取締役在任年数は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社と山村敏夫氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が当社社外取締役に就任された場合は、当該契約の効力は継続いたします。
6. 当社と山本邦克氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が当社社外取締役に就任された場合は、当該契約の効力は継続いたします。

第３号議案　監査役３名選任の件

現在の監査役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、ならびに当社における地位	候補者の有する当社の株式数
1	森下　健一（もりした　けんいち） (昭和33年８月６日生)	昭和60年３月 当社入社 平成20年４月 当社人事部副部長 平成26年４月 当社関連事業部長 平成27年６月 株式会社オー・ピー・エル取締役管理部長 現在に至る	株 400
2	加々美　博久（かがみ　ひろひさ） (昭和29年７月13日生)	昭和58年４月 裁判官任官 平成５年４月 東京地裁判事任官 平成７年４月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成13年10月 西内・加々美法律事務所パートナー 平成25年６月 当社社外監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） 加々美法律事務所長 日東工器株式会社社外監査役 ウエルシアホールディングス株式会社社外監査役	0
3	徳尾野　信成（とくおの　のぶしげ） (昭和29年３月９日生)	昭和51年４月 東京国税局入局 平成24年７月 東京上野税務署長 平成25年７月 東京国税局調査第四部長 平成26年７月 東京国税局退官 平成26年８月 税理士登録 平成26年８月 徳尾野信成税理士事務所長 現在に至る （重要な兼職の状況） 徳尾野信成税理士事務所長 株式会社ダイナム社外監査役	0

（注）1.　各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　加々美博久氏および徳尾野信成氏は、いずれも社外監査役候補者であります。

3.　加々美博久氏は現任の社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。裁判官および弁護士としての法曹界における豊富な経験を活かし当社の経営全般について的確な監視と有効な助言を行ってこられた実績を踏まえ再度の選任をお願いするものであります。

同氏はこれまで社外監査役以外の立場で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

なお、同氏の監査役在任年数は本総会終結の時をもって４年であります。

4. 徳尾野信成氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。税理士として培われた専門的知識と経験ならびに経営に関する高い見識を活かした提言を当社の経営に反映し、また独立した立場から監督していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
同氏はこれまで社外監査役以外の立場で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 当社と加々美博久氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が当社社外監査役に就任された場合は、当該契約の効力は継続いたします。
6. 徳尾野信成氏が原案どおり選任されますと、当社と同氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
鈴木（すずき）　一夫（かずお） (昭和47年８月４日生)	平成10年４月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成22年９月 比較.com株式会社社外取締役 現在に至る	株 0

（注）1. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と企業顧問弁護士としての豊富な経験を、当社の監査体制強化に活かせるとの判断から、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
3. 候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。
4. 当社と社外監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、同様の契約を締結する予定です。

第５号議案　当社取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成12年６月29日開催の第45回定時株主総会において、年額４億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、当社は平成16年６月29日開催の49回定時株主総会において導入した株式報酬型ストックオプションを付与しておりますが、本議案が承認可決されることを条件に、株式報酬型ストックオプションにつきましては今年度以降の付与は行わない予定です。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5,000万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当

たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約

の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第６号議案　故近藤健次氏に対する弔慰金贈呈の件

去る平成29年２月17日に逝去されました故代表取締役最高顧問近藤健次氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で弔慰金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴
近藤（こんどう）　健次（けんじ）	昭和30年７月 当社設立、代表取締役社長 昭和63年８月 当社代表取締役会長 平成19年６月 当社代表取締役最高顧問 平成29年２月 逝去

第７号議案　会計監査人選任の件

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては監査役会の決議に基づき、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる、独立性、専門性及び当監査人の規模、監査体制等を総合的に勘案した結果によるものであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

名　　称	有限責任監査法人トーマツ		
主たる事務所の所在場所	東京都港区港南２－15－３　品川インターシティＣ棟		
沿　　革	昭和43年５月 等松・青木監査法人設立 昭和50年５月 トウシュ ロス インターナショナル（現、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド）に加盟 平成２年２月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年７月 有限責任監査法人に移行し、有限責任監査法人トーマツに名称変更		
概　　要	資本金		933百万円
	人員数	パートナー	579名
		専門職	5,571名
		事務職	546名
		合計	6,696名
		［上記のうち］	
		公認会計士	2,770名
		公認会計士試験合格者（含、会計士補）	1,235名
	監査関与会社		3,427社

（平成29年３月末日現在）

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場：東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
京王プラザホテル　南館４階　錦
電話　03（3344）0111（代表）

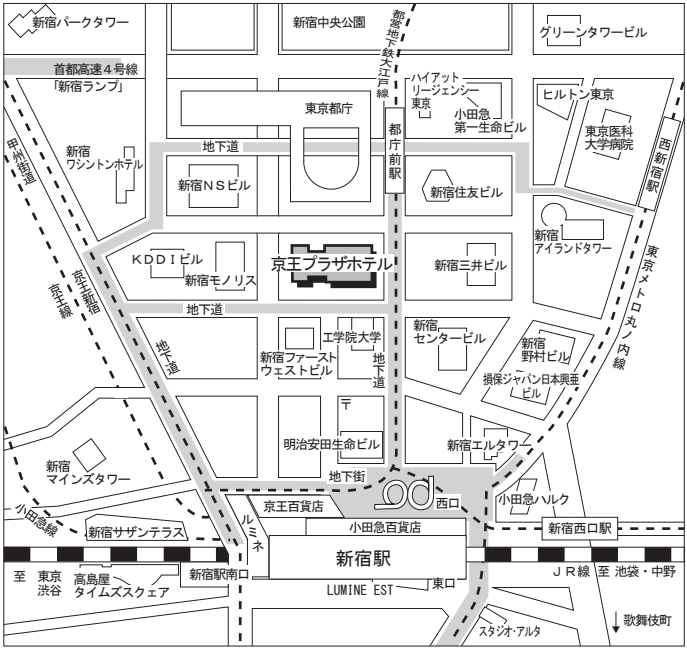

JR・私鉄・地下鉄「新宿駅（西口）」「西新宿駅」
下車徒歩５分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」Ｂ１出口すぐ